



第88期 定時株主総会 招集ご通知



日 時 | 2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場 所 | 愛知県豊田市柿本町一丁目9番地
当社 本社6階大会議室

***新型コロナウイルス感染症拡大への対応について**

新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、株主の皆様
の安全・安心を最優先に本株主総会へのご来場を見合
わせていただき、書面により議決権を行使していただき
ますようお願いいたします。なお、今後の状況により株主
総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記当社ウェブ
サイトにおいてお知らせいたします。
(<http://www.trinityind.co.jp/>)



トリニティ工業株式会社

証券コード：6382

熱・水・空気の総合エンジニアリング会社

TRINITY INDUSTRIAL CORP.

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第88期定時株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の議案及び事業の概要につきご報告申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

当社の主要なお客様である自動車産業は「100年に一度の大変革期」の中にあり、またSDGs、持続可能な地球・社会にむけた取り組みの重要性は益々高まっております。このような環境の下、当社は、テクノロジーで人と社会と地球に貢献し、世の中に必要とされる会社になるべく「TRINITY VISION 2030」を掲げ、その実現にむけた挑戦を続けております。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



取締役社長 玉木 利明

〔目次〕

招集ご通知	・・・・・・・・・・ P2	連結計算書類	・・・・・・・・・・ P33
株主総会参考書類	・・・・・・・・・・ P4	計算書類	・・・・・・・・・・ P36
(添付書類)		監査報告書	・・・・・・・・・・ P39
事業報告	・・・・・・・・・・ P17	トピックス	・・・・・・・・・・ P45

株主各位

(証券コード 6382)

2022年6月6日

愛知県豊田市柿本町一丁目9番地

トリニティ工業株式会社

取締役社長 **玉木 利明**

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、株主の皆様のご安全・安心を最優先に本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面により議決権を行使していただきます様お願いいたします。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださりまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月23日（木曜日）営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
2 場 所	愛知県豊田市柿本町一丁目9番地 当社 本社6階大会議室 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照)
3 目的事項	報告事項 1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役12名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
- 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- 連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、本「招集ご通知」への記載を省略し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.trinityind.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.trinityind.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.trinityind.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時
2022年6月24日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください）



期 限

2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議決権行使書
トリニティ工業株式会社 御中

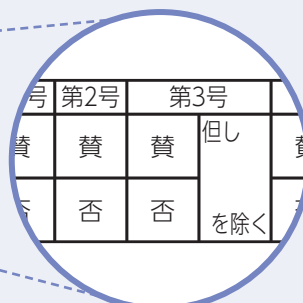
株主総会日 ○年○月○日
議決権の致

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
賛成	○	○	○	○	○
反対	○	○	○	○	○
賛成	○	○	○	○	○
反対	○	○	○	○	○

お願い

-
-
-

トリニティ工業株式会社



第1・2・5号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

第3・4号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に → 賛 に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を右の空欄に記入

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第88期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案して、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 **19円00銭**
総額 **312,239,274円**

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

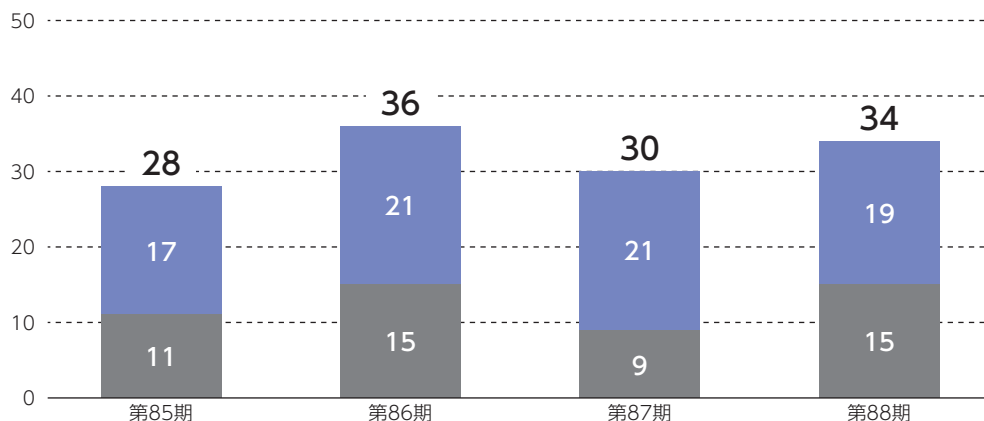
2022年6月27日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更後定款第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更後定款第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

た ま き と し あ き
玉 木 利 明

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2008年12月 トヨタ自動車株式会社スタンピングツール部長
2010年 6月 同社生技管理部長
2013年 4月 同社常務理事
2013年 4月 同社堤工場長、高岡工場長
2016年 4月 当社顧問
2016年 6月 当社代表取締役副社長
2017年 6月 当社代表取締役社長（現在に至る）

生年月日

1958年1月5日

所有する当社の株式数

25,500株

候補者番号

2

ほ そ え ま ぶ き
細 江 昌 樹

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2010年 1月 トヨタ自動車株式会社中ア中業務部長
2012年 5月 同社アフリカ部長
2014年 1月 ドイツトヨタ有限会社会長
2017年 2月 当社顧問
2017年 6月 当社専務取締役（現在に至る）

生年月日

1959年10月16日

所有する当社の株式数

10,300株

候補者番号

3

い い だ も と ひ ろ
飯田 基博

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
- 2009年 1月 同社田原工場第2 製造部次長
- 2010年 1月 同社田原工場第1 製造部長
- 2011年 4月 同社田原工場組立部長
- 2014年 1月 トヨタサウスアフリカモーターズ株式会社副社長
- 2020年 1月 トヨタ自動車株式会社田原工場車体部長
- 2021年 1月 当社理事
- 2021年 6月 当社専務取締役（現在に至る）

生年月日

1965年4月1日

所有する当社の株式数

10,300株

候補者番号

4

の り や す み ち う じ
乗安 弘治

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
- 2005年 1月 トヨタ自動車（中国）投資有限公司副総経理
- 2010年 1月 トヨタ自動車株式会社中国部業務室主査
- 2012年 1月 同社関連事業室主査
- 2014年 1月 国瑞汽车有限公司董事協理
- 2015年 4月 当社理事
- 2015年 6月 当社常務取締役
- 2020年 6月 当社専務取締役（現在に至る）

生年月日

1962年2月26日

所有する当社の株式数

9,300株

候補者番号

5

たかばやし しんじ
高林 伸二

再任



生年月日

1963年5月10日

所有する当社の株式数

9,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
- 2010年 1月 同社田原工場第2製造部技術員室長
- 2011年 4月 同社田原工場塗装成形部主査
- 2011年 5月 トヨタサウスアフリカモータース株式会社
ディビジョナルシニアエグゼクティブコーディネーター
- 2014年 6月 トヨタ自動車株式会社田原工場工務部工場企画室主査
- 2019年 1月 同社田原工場工務部原価管理室主査
- 2021年 1月 当社理事
- 2021年 6月 当社常務取締役（現在に至る）

候補者番号

6

くめ じゅんいちろう
久米 潤一郎

再任



生年月日

1963年3月20日

所有する当社の株式数

3,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 7月 トリニティ工業株式会社入社
- 2009年 6月 THAI TRINITY CO.,LTD.社長
- 2014年 2月 当社A & Gプラント事業部P / J企画室長
- 2016年 6月 当社取締役
- 2021年 6月 当社常務取締役（現在に至る）

候補者番号 7

いむら あきひろ
井村 明広

再任



生年月日

1960年7月16日

所有する当社の株式数

8,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
- 2014年 1月 同社塗装生技部塗装計画室技範
- 2016年 1月 国瑞汽車有限公司理事
- 2019年 1月 トヨタ自動車株式会社第1材料技術部塗装設計室技範
- 2019年10月 当社理事
- 2020年 6月 当社取締役（現在に至る）

候補者番号 8

いゐづか やすひろ
飯塚 康弘

再任



生年月日

1963年3月4日

所有する当社の株式数

8,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 トリニティ工業株式会社入社
- 2009年 6月 当社東京支店営業部長
- 2012年 7月 当社A & Gプラント事業部企画営業副部長
- 2015年 1月 当社設備事業部営業部長
- 2017年 6月 当社取締役（現在に至る）

候補者番号 9

なり た とし お
成田 年男

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 トリニティ工業株式会社入社
2013年 1月 当社A & Gプラント事業部安全技術副部長
2015年 1月 当社設備事業部第2営業室九州営業所長
2017年 7月 当社設備事業部営業部長
2019年 6月 当社取締役（現在に至る）

生年月日

1965年4月27日

所有する当社の株式数

3,400株

候補者番号 10

みつ だ よし ひろ
光田 禎宏

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 トリニティ工業株式会社入社
2009年 6月 当社A & Gプラント事業部第1設計エンジニアリング部第11設計室長
2015年 1月 当社設備事業部第1設計エンジニアリング副部長
2015年 7月 当社設備事業部第1設計エンジニアリング部長
2021年 6月 当社取締役（現在に至る）

生年月日

1965年9月12日

所有する当社の株式数

3,300株

候補者番号

11

※伊藤 恵一

新任



生年月日

1967年1月12日

所有する当社の株式数

3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 トリニティ工業株式会社入社
- 2008年 1月 当社部品事業部企画営業部営業企画室長
- 2012年 7月 当社A & Gプラント事業部企画営業部第2 営業室長
- 2013年 7月 当社A & Gプラント事業部企画営業部第1 営業室長
- 2021年 1月 当社設備事業部営業副部長（現在に至る）

候補者番号

12

金子 芳樹

社外

再任



生年月日

1949年8月16日

所有する当社の株式数

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
- 1998年 4月 トヨタクレジットカナダ株式会社取締役社長
- 2001年 1月 トヨタ自動車株式会社関連事業部長
- 2001年 6月 トヨタ自動車企業年金基金常務理事
- 2005年 6月 豊田鉄工株式会社常務取締役
- 2011年 6月 同社取締役副社長
- 2014年 6月 同社顧問
- 2015年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
3. 金子芳樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
金子芳樹氏につきましては、客観的な立場から、専門分野を含めた幅広い経験・見識に基づいた助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 金子芳樹氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
6. 当社と金子芳樹氏の間につきましては、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。
なお、この場合の賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
7. 金子芳樹氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新しております。また2022年10月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
保険料は、全額会社負担としております。

第4号議案

監査役3名選任の件

監査役宮部義久氏、山田美典氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役村尾達志氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者本間圭祐氏は監査役村尾達志氏の後任となりますので、選任されました場合の任期は、定款第29条第2項の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

宮部 義久

社外

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年 4月	トヨタ自動車株式会社入社
2009年 6月	同社内外装生技部成形技術室長
2016年 1月	同社堤工場組立部長
2020年 1月	トヨタサウスアフリカモータース株式会社 チーフコーディネーティングエグゼクティブ
2021年 1月	トヨタ自動車株式会社元町工場長（現在に至る）
2021年 6月	フタバ産業株式会社社外監査役（現在に至る）
2021年 6月	当社社外監査役（現在に至る）

生年月日

1967年8月9日

所有する当社の株式数

なし

候補者番号

2

山田 美典

社外

再任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

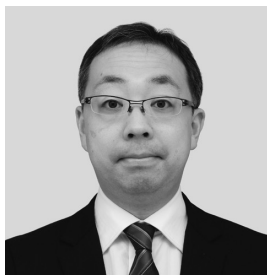
1988年 4月	監査法人伊東会計事務所入所
2001年 1月	中央青山監査法人社員
2006年 9月	あらた監査法人代表社員
2012年 7月	公認会計士山田美典事務所所長（現在に至る）
2012年12月	税理士山田美典事務所所長（現在に至る）
2013年 7月	日本公認会計士協会主任研究員
2015年 6月	株式会社東海理化電機製作所社外監査役（現在に至る）
2015年10月	株式会社プラス社外取締役（現在に至る）
2016年 6月	当社社外監査役（現在に至る）

生年月日

1961年9月9日

所有する当社の株式数

なし



生年月日

1978年4月30日

所有する当社の株式数

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年 4月 トヨタ自動車株式会社入社
2012年 1月 トヨタモーターヨーロッパ株式会社
テクニカルシニアマネージャー
2020年 1月 トヨタ自動車株式会社資材・設備調達部資材・物流室長
2022年 1月 同社資材・設備調達部長（現在に至る）

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新し、2022年10月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である監査役がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は、全額会社負担としております

4. 宮部義久氏、山田美典氏、本間圭祐氏の3氏は、社外監査役候補者であります。

5. 宮部義久氏、山田美典氏の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって宮部義久氏が1年、山田美典氏が6年となります。

6. 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

宮部義久氏、本間圭祐氏の両氏につきましては、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんがトヨタ自動車株式会社での豊富な経験、知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

山田美典氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験、知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

7. 宮部義久氏、本間圭祐氏の両氏は、当社の特定関係事業者であるトヨタ自動車株式会社の業務執行者であります。

8. 当社と宮部義久氏、山田美典氏の両氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、この場合の賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

9. 当社と本間圭祐氏の間につきましては、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、この場合の賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

10. 山田美典氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

第5号議案

役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役11名に対し、当期の業績等を勘案し相当である額として役員賞与総額47,299,000円を支給することといたしたいと存じます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症や半導体をはじめとする物資の世界的な供給制約などにより、依然として厳しい状況が継続しております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、感染拡大防止策を徹底し、設備部門では、既受注プロジェクトの着実な遂行、お客様のカーボンニュートラルへ積極的に貢献するとともに、拡販に取り組んでまいりました。自動車部品部門では、供給責任を果たしながら大幅な需要変動を柔軟に対応するとともに、設備部門・自動車部品部門の最新技術を結集し、品質・生産性の向上、カーボンニュートラルを目指してCO2を大幅削減した塗装ラインの立ち上げに取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は341億6千1百万円と前年同期に比べ12億円（3.4%減）の減収となりました。

営業利益は19億3千2百万円と前年同期に比べ4億4千5百万円（18.7%減）の減益、経常利益は23億3千5百万円と前年同期に比べ8千8百万円（3.7%減）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は18億1千3百万円と前年同期に比べ1億9千3百万円（11.9%増）の増益となりました。



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

設備部門

売上高

(単位：百万円)

27,232

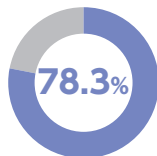
26,744

第87期(2021年3月期)

第88期(2022年3月期)

設備部門は、塗装設備納入等の減少により売上高は267億4千4百万円と前年同期に比べ4億8千7百万円（1.8%減）の減収となったものの製品構成の改善等により、営業利益は36億1千3百万円と前年同期に比べ1億1千9百万円（3.4%増）の増益となりました。

売上高構成比



自動車部品部門

売上高

(単位：百万円)

8,129

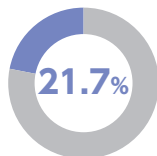
7,417

第87期(2021年3月期)

第88期(2022年3月期)

自動車部品部門は、内装部品及び外装部品の生産・販売の減少により売上高は74億1千7百万円と前年同期に比べ7億1千2百万円（8.8%減）の減収、営業利益は4千7百万円と前年同期に比べ4億6千2百万円（90.7%減）の減益となりました。

売上高構成比



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、14億9百万円であり、主要なものは自動車部品部門の生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要なお客様である自動車産業は、CASE、MaaS等の進展に伴い「100年に一度の大変革期」を迎えており、当社もこれらの変化に対応した技術革新・事業運営が求められております。またSDGs、持続可能な地球への取り組みについてもその重要性は日々高まりを見せています。このような環境の下、当社は、テクノロジーで人と社会と地球に貢献し、世の中に必要とされる会社になるべく、2030年に向けたビジョン及び中期事業戦略（2022-2025）を策定し、その実現・完遂にむけた取り組みを進めております。

①-1 業界をリードするたゆまぬ技術革新

持続可能な地球環境・カーボンニュートラルの実現のために、革新的な技術開発とその早期の製品化は喫緊の課題であります。当社の得意分野である熱・水・空気に関する環境技術を更に発展させることで、お客様のカーボンニュートラル達成への貢献、自社工場のカーボンニュートラルに取り組むとともに、工場の景色を変えるような技術開発・モノづくり革新を進めてまいります。また実験開発施設の更新、社外・異業種とのコラボレーションなど、技術革新を加速する環境整備・投資にも積極的に取り組んでまいります。

①-2 既存領域の体質強化

技術革新と併せ、既存領域の事業運営も更なる強化を図ってまいります。基本に忠実なモノづくりへの姿勢は崩すことなく、デジタル・自動化等の技術活用による生産性向上と、そこから生まれるリソースの新規分野への戦略的なシフトを推進してまいります。また、昨今の環境の激変・不確実性を踏まえ、お客様の需要変動に柔軟迅速に対応できる生産体制を構築するとともに、トリニティグループ全体としても更なる競争力強化を図ります。

①-3 新市場の積極開拓と新顧客の創造

当社の技術・製品を自動車産業のみならず、より多くのお客様へお届けする活動を推進するとともに、保有するコア技術を核に、新たな製品の開発と事業化を促進してまいります。また今後の付加価値の変化を見据え、モノづくりに加えて、ソフト・サービス等の領域においても事業拡大を目指してまいります。

② 事業を支える盤石な土台・基盤づくり

大変革期の中でも、技術革新・顧客創造・体質強化を進め、事業を健全に育むのは、会社の盤石な土台があつてこそと考えます。安全最優先文化の構築、健康経営、人材の育成と安定的な確保、多様性の促進、働き方改革、地域社会への貢献、BCPの拡充、資本の有効活用（戦略的な投資と株主の皆様への安定的な還元）、ガバナンス・コンプライアンスの推進等、これまで取り組んできた施策を愚直に不断に継続してまいります。

③ デジタルによる会社の変革と現場力の更なる強化

経営環境の変化が益々加速する中、デジタルの活用は持続的成長の為の不可欠な要素となっています。AI・IoT・ロボット等による、お客様工場への貢献、自社工場の自動化・見える化、またICTツール等によるバックオフィスの生産性向上・多様な働き方への貢献等、あらゆる局面でのデジタルによる会社の変革を推進いたします。

また、デジタル技術を使いこなし、進化させるためには強い現場力が不可欠であり、現場力の更なる強化に取り組んでまいります。

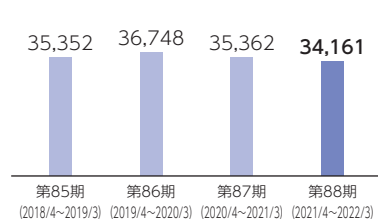
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分		第85期	第86期	第87期	第88期
		(2018/4~2019/3)	(2019/4~2020/3)	(2020/4~2021/3)	(2021/4~2022/3)
売上高	(百万円)	35,352	36,748	35,362	34,161
経常利益	(百万円)	2,249	2,835	2,423	2,335
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,521	1,942	1,620	1,813
1株当たり当期純利益	(円)	92.78	118.43	98.79	110.41
総資産	(百万円)	36,187	37,553	39,108	38,786

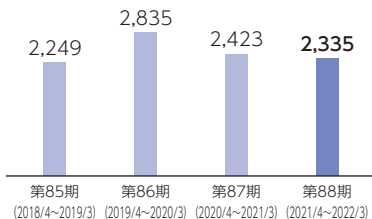
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

<ご参考>

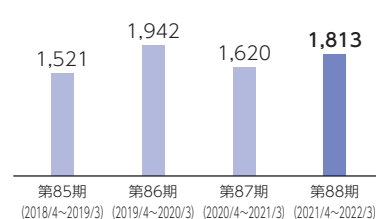
売上高 (単位：百万円)



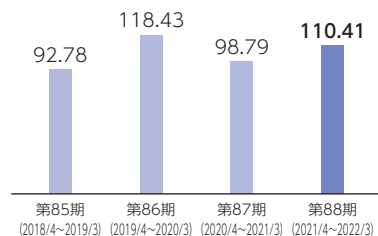
経常利益 (単位：百万円)



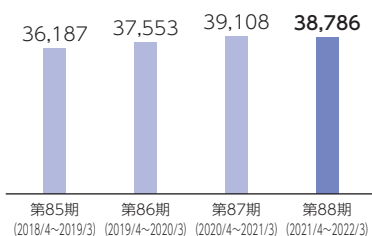
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トステック	12,000千円	100.00%	塗装設備等の保守・サービス
株式会社メサック	10,000千円	100.00%	塗装設備等の製造・販売
TRINITY COATING SYSTEMS LTD. (インド)	6,000千ルピー	100.00%	塗装設備等の製造・販売
得立鼎塗装設備（上海）有限公司（中国）	1,000千米ドル	100.00%	塗装設備等の製造・販売
THAI TRINITY CO.,LTD. (タイ)	15,000千バーツ	80.00%	塗装設備等の製造・販売

② 関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INDUSTRIAL TECH SERVICES,INC. (米国)	3,713千米ドル	25.00%	塗装設備等の製造・販売

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品名
塗装プラント	前処理装置、電着塗装装置、塗装ブース・空調装置、乾燥炉
塗装機器	各種塗装機、塗装ロボットシステム、塗料供給システム、電界流動粉体静電装置
産業機械	熱処理炉、オートクレーブ、静電塗油装置
自動車部品	センタークラスターパネル、コンソールパネル、ドアスイッチベース、ステアリングホイール、ロッカーモール

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	愛知県豊田市
東京支店	神奈川県横浜市
大阪支店	大阪府豊中市
豊田工場	愛知県豊田市
三好工場	愛知県みよし市
田原営業所	愛知県田原市
九州営業所	福岡県宮若市
東北営業所	宮城県仙台市
株式会社トステック	愛知県豊田市
株式会社メサック	群馬県邑楽郡板倉町
TRINITY COATING SYSTEMS LTD.	インド バンガロール市
得立鼎塗装設備（上海）有限公司	中国 上海市
THAI TRINITY CO.,LTD.	タイ バンコク市
INDUSTRIAL TECH SERVICES,INC.	米国 ケンタッキー州

(9) 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）
964	21

(注) 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	50,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	18,220,000株
(3) 株主数		1,861名
(4) 大株主		

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	5,895千株	35.87%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	822	5.00
豊田通商株式会社	580	3.53
株式会社三井住友銀行	358	2.18
株式会社三菱UFJ銀行	336	2.04
株式会社タナベスポーツ	272	1.66
株式会社河上澄夫商店	239	1.45
原田義久	229	1.39
安富次子	218	1.33
株式会社豊田自動織機	200	1.22

(注) 持株比率は自己株式 (1,786,354株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	33,000	11
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
玉 木 利 明	* 取締役社長	
細 江 昌 樹	専務取締役	
飯 田 基 博	# 専務取締役	部品部門統括
乗 安 弘 治	専務取締役	管理部門統括
高 林 伸 二	# 常務取締役	開発部門統括
仲 哲 雄	常務取締役	安全健康推進部担当
久 米 潤 一 郎	常務取締役	設備部門統括
井 村 明 広	取締役	部品事業部生産管理部・生産技術部担当
飯 塚 康 弘	取締役	部品事業部企画部・品質管理部・機器製造部・三好工場製造部担当
成 田 年 男	取締役	設備事業部管理室・営業部・CS営業推進部・機器営業部担当、東京支店・大阪支店担当
光 田 禎 宏	# 取締役	開発部担当、設備事業部PJ企画部・第1・2設計エンジニアリング部担当
金 子 芳 樹	取締役	
青 木 徹	# 常勤監査役	
宮 部 義 久	# 監査役	トヨタ自動車株式会社 元町工場長 フタバ産業株式会社 社外監査役
村 尾 達 志	監査役	トヨタ自動車株式会社 調達本部 主査
山 田 美 典	監査役	公認会計士・税理士 山田美典事務所所長 株式会社東海理化電機製作所 社外監査役 株式会社プラス 社外取締役

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
 2. #印は2021年6月25日開催の第87期定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。
 3. 取締役 金子芳樹氏は、社外取締役であります。
 4. 取締役 金子芳樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 5. 監査役 宮部義久氏、村尾達志氏及び山田美典氏の3氏は、社外監査役であります。
 6. 監査役 山田美典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 7. 監査役 山田美典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 取締役 梅田尚志氏、菊地定昭氏及び水谷嘉光氏の3氏は、辞任により2021年6月25日開催の第87期定時株主総会最終の時をもって退任いたしました。また、監査役 高井雅弘氏、磯部利行氏の両氏は、辞任により2021年6月25日開催の第87期定時株主総会最終の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式	退職慰労金
取 締 役	15	179	105	47	20	6
(うち社外取締役)	(1)	(1)	(1)	(-)	(-)	(0)
監 査 役	6	17	17	-	-	0
(うち社外監査役)	(4)	(2)	(2)	(-)	(-)	(0)
合 計	21	197	122	47	20	7
(うち社外役員)	(5)	(3)	(3)	(-)	(-)	(0)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年6月25日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました取締役3名及び監査役2名を含んでおります。
2. 2021年6月25日開催の第87期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を辞任取締役3名及び辞任監査役2名に対して支給しております。
3. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与相当額52百万円を支払っております。

(3) 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、持続的・中長期的な企業価値向上と株主共同利益への貢献意欲を後押しする報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。その内容は次のとおりです。

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、月額固定報酬である基本報酬と、短期の業績連動報酬である賞与、中長期の業績連動報酬である譲渡制限付株式により構成されております。

基本報酬は各取締役の役位等を考慮したうえで支給し、賞与は役位に応じて決定される基準額に、各事業年度の連結営業利益に基づき設定される係数を乗じた額をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向および過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給しております。譲渡制限付株式については、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるべく、各取締役の役位等を勘案しその割当てられる株式数を決定するとともに、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。これらの報酬の構成割合については、役位やその年の業績によって異なるものの、おおよそ基本報酬が55%、役員賞与が30%、譲渡制限付株式が15%で構成されております。また、社外取締役および監査役の報酬については、その性質を鑑み基本報酬のみとしております。

これら報酬の支給額又は割当てについては、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長により、株主総会で決議された総額の範囲内において決定することとしております（当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております）。その委任内容は、当社の業績等を踏まえた各取締役の基本報酬および賞与配分と譲渡制限付株式の割当てであり、各取締役の職務状況に加え、当社を取り巻く経営環境を俯瞰する立場にある代表取締役社長へ委任することが適当と判断し、これらの権限を委任しております。なお、監査役分については監査役の協議に基づき、株主総会で決議された総額の範囲内において決定されております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬については、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式が支給されておりますが、その支給に係る方針は、上述の決定方針と同様であるところ、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、2021年10月に更新しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である取締役及び監査役がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して損害が生じた場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼職状況

監査役 宮部義久氏はトヨタ自動車株式会社 元町工場長、村尾達志氏はトヨタ自動車株式会社 調達本部 主査であり、同社は当社の株式を5,895千株（議決権比率35.88%）保有しており、当社製品の主要な販売先（商社経由含む）であります。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	金子 芳 樹	当期開催の取締役会（13回のうち13回）に出席し、客観的な立場から、専門分野である経理・財務を含めた幅広い経験・見識に基づき、議案審議全般において適宜発言、助言を行っております。
監査役	宮部 義 久	当期開催の取締役会（10回のうち10回）及び監査役会（10回のうち10回）に出席し、専門分野である生産技術における幅広い経験・見識に基づき、議案審議全般において適宜発言、助言を行っております。
監査役	村尾 達 志	当期開催の取締役会（13回のうち13回）及び監査役会（13回のうち13回）に出席し、専門分野である部品、資材、設備調達及び生産管理の経験、見識に基づき、議案審議全般において適宜発言、助言を行っております。
監査役	山田 美 典	当期開催の取締役会（13回のうち13回）及び監査役会（13回のうち13回）に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議全般において適宜発言、助言を行っております。

(注) 宮部義久氏は、2021年6月25日開催の第87期定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
就任以降の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、TRINITY COATING SYSTEMS LTD.、得立鼎塗装設備（上海）有限公司及びTHAI TRINITY CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触又は公序良俗に反する行為の有無を毎事業年度に於いて判断し、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の決定を行っております。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令・定款及び当社の経営理念を遵守するための諸規程を整備する。
 - ② 法令知識等に関する研修等を通じて、法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
 - ③ 職務の執行にあたっては、取締役会や経営会議等の会議体で総合的に検討した上で意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、法令並びに社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 予算制度や稟議制度により、組織の横断的な牽制に基づいた業務の執行を行う。
 - ② 環境、安全、災害等のリスク及びコンプライアンスについて、各担当部署が必要に応じて規則を作成し、管理する。
 - ③ 災害等の発生に備えてマニュアルの整備や訓練を実施し、必要に応じて保険付保等を行うなどリスクの分散を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ① 中期の経営方針及び年度毎の会社方針に基づき、一貫した方針管理を行う。
 - ② 職務の執行に係る職務分掌及び社内規程を定め、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、業務の効率的な運営を図る。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス教育を実施し、法令及び社内規程の周知徹底を図る。
 - ② 内部監査室による社内規程等に基づく内部監査を実施する。
 - ③ 内部通報制度としてヘルプラインを設け、コンプライアンス違反を未然に防ぐ体制を整備する。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ全体で経営理念や行動指針の浸透を図り、健全な内部統制環境の醸成を図る。また、グループ各社との意見交換や情報交換を行い、グループ内の人的交流を通じて、業務の適正性を確認する。
 - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の取締役会等において審議する。

- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
子会社の取締役に対して、リスク管理体制を整備し、重大リスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議し、連携をとって問題把握と解決を行う。
- ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社に対して、取締役会等の会議を開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討し、業務が効率的に行われるよう求める。
- ④ **子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
子会社を対象とするコンプライアンス教育を実施し、子会社のコンプライアンス体制の整備状況につき定期的な点検を実施する。また、子会社が設置する内部通報窓口を通じて法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握と解決を図らせる。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役は、必要に応じて監査役会の職務を補助すべき使用人を指名できるものとする。
- ② 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査役は監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ③ 当該使用人は、その指示に関して監査役の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては、事前に監査役会または常勤監査役の同意を得る。
- (8) **監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的または随時、報告を行う。
- ③ 内部通報制度を定め、当社及び子会社の通報・相談体制を確保するとともに、重要な通報案件については監査役に報告し、情報の共有を図る。
また、通報者に対して、いかなる不利益な取扱いをしないことを定め、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (9) **監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役が職務の執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査役の職務に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。
- (10) **その他監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
- ② 監査役は、重要な会議体への出席、重要書類の閲覧をする。また、必要に応じ、使用人に説明を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、ステークホルダーの皆様からの信頼・信用を維持し社会的責任を果たす企業であるべく、代表取締役社長を議長とする「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当社グループの事業運営に係る法令、定款及び社内規程等の遵守状況の確認など、継続的なコンプライアンスリスクの低減活動に取り組んでおります。また、「コンプライアンス規程」をはじめとする諸規程を整備するとともに、全従業員を対象としたコンプライアンス教育の開催、コンプライアンスに関する啓蒙ニュースの定期発刊、社内報やデジタルサイネージ等を活用した啓蒙メッセージの発信により、従業員に対する法令・社内規程の周知徹底および意識向上を図っております。また、内部通報窓口を設置・運用することでコンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

② リスク管理体制

当社は、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会等の取組みにおいて、当社に潜在するリスクをつぶさに洗い出し、継続的なリスク低減対策とその活動フォローを実施しております。またリモートワークや電子承認等のICTツール活用が進む中でも確実に機密情報が保護されるようモニタリングシステムを導入するとともに、近年急増するサイバー攻撃も念頭に、子会社まで含めた情報セキュリティ体制の構築や、従業員の意識向上にむけた啓蒙活動・訓練を推進しております。併せて、災害・感染症等発生時の未然防止活動と万が一の場合を想定した行動マニュアルを策定しております。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役は、毎月1回の取締役会を開催し、「取締役会規程」に従い、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項に対する審議・決議を行うとともに、取締役会議事録を作成し適切に保管しております。また取締役会には社外取締役1名、社外監査役3名が出席しておりますが、原則として事前に取締役会資料の開示を行うことで、当該取締役会における議論の活性化・実効性の向上を図っております。

④ グループ管理体制

子会社各社に対しても「コンプライアンス規程」や子会社経営上の重要事項に関し当社への事前承認・事後報告事項を明確化した「子会社権限規程」を整備することに加え、コンプライアンス委員会等を通じたリスク低減施策の推進、子会社各社の事業運営状況を週次・月次で確認するツール等を導入し、各社の事業運営や収益・資金状況をタイムリーに把握する仕組みを構築しております。また、子会社各社に対しては当社役員を兼務役員として継続して選定しておりますが、WEB会議システム等を用い各社の取締役会に参加することで、定期的な意見交換・情報交換を行うと共に、地域会議など各社事業の振り返り・翌期の取組みを検討する場も定期的に設け、グループとしての内部統制強化を図っております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス委員会等の社内の重要な会議体に参加し、必要に応じて意見を述べるとともに、社長、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視しております。現在、監査役を補助する者を1名選任し、監査役会の指揮のもと、監査役会の運営事務に当たらせております。また、当社及び当社子会社に設置した内部通報窓口及び「ヘルプライン運用管理規程」に基づき、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、監査役まで報告される体制を構築するとともに、グループ内部統制強化に資するべく定期的に子会社に対する往査を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(千円未満切り捨て)

科目	金額
(資 産 の 部)	千円
流動資産	25,460,731
現金及び預金	11,880,952
受取手形、売掛金及び契約資産	10,963,048
電子記録債権	1,070,498
製品	41,267
仕掛品	611,491
原材料	409,316
その他	486,952
貸倒引当金	△2,795
固定資産	13,326,175
有形固定資産	9,230,834
建物及び構築物	1,778,199
機械装置及び運搬具	1,242,205
工具、器具及び備品	330,436
土地	5,226,839
リース資産	136,283
建設仮勘定	516,870
無形固定資産	136,749
投資その他の資産	3,958,591
投資有価証券	2,923,551
出資金	166,816
長期貸付金	739,191
繰延税金資産	21,261
退職給付に係る資産	98,203
その他	41,353
貸倒引当金	△31,787
資産合計	38,786,907

科目	金額
(負 債 の 部)	千円
流動負債	9,727,991
支払手形及び買掛金	3,513,190
電子記録債務	3,427,095
未払金	345,005
未払費用	280,833
契約負債	100,115
リース債務	57,818
未払法人税等	301,152
賞与引当金	715,879
役員賞与引当金	67,476
完成工事補償引当金	42,744
設備関係支払手形	68,379
その他	808,301
固定負債	1,501,789
リース債務	86,897
長期未払金	89,976
繰延税金負債	868,970
役員退職慰労引当金	52,060
退職給付に係る負債	372,536
資産除去債務	31,350
負債合計	11,229,781
(純資産の部)	
株主資本	25,681,965
資本金	1,311,000
資本剰余金	788,694
利益剰余金	25,166,802
自己株式	△1,584,530
その他の包括利益累計額	1,278,772
その他有価証券評価差額金	1,268,559
為替換算調整勘定	318,868
退職給付に係る調整累計額	△308,655
非支配株主持分	596,387
純資産合計	27,557,125
負債・純資産合計	38,786,907

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(千円未満切り捨て)

科目	金額	
	千円	千円
売上高		34,161,700
売上原価		27,754,717
売上総利益		6,406,983
販売費及び一般管理費		4,474,255
営業利益		1,932,727
営業外収益		
受取利息	54,909	
受取配当金	50,979	
為替差益	7,120	
固定資産売却益	53,830	
持分法による投資利益	193,270	
雑収入	58,098	418,208
営業外費用		
支払利息	1,196	
固定資産除却損	14,206	
雑支出	487	15,890
経常利益		2,335,045
特別利益		
投資有価証券売却益	220,845	220,845
税金等調整前当期純利益		2,555,891
法人税、住民税及び事業税		611,637
法人税等調整額		82,182
当期純利益		1,862,070
非支配株主に帰属する当期純利益		48,659
親会社株主に帰属する当期純利益		1,813,411

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(千円未満切り捨て)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,311,000	790,542	23,944,310	△1,613,772	24,432,080
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△590,919		△590,919
親会社株主に帰属する当期純利益			1,813,411		1,813,411
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分		△1,848		29,271	27,423
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,848	1,222,491	29,242	1,249,885
当期末残高	1,311,000	788,694	25,166,802	△1,584,530	25,681,965

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 調 整	換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額		
当期首残高	1,172,270	△10,589	△157,954	1,003,726	565,016	26,000,822
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△590,919
親会社株主に帰属する当期純利益						1,813,411
自己株式の取得						△28
自己株式の処分						27,423
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	96,289	329,457	△150,700	275,045	31,371	306,417
連結会計年度中の変動額合計	96,289	329,457	△150,700	275,045	31,371	1,556,302
当期末残高	1,268,559	318,868	△308,655	1,278,772	596,387	27,557,125

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(千円未満切り捨て)

科目	金額
(資産の部)	千円
流動資産	18,798,512
現金及び預金	7,936,411
受取手形	266,941
電子記録債権	1,050,186
売掛金及び契約資産	8,587,290
仕掛品	348,169
原材料	330,965
その他	281,597
貸倒引当金	△ 3,049
固定資産	11,269,326
有形固定資産	8,437,187
建物	1,496,402
構築物	167,224
機械及び装置	1,119,050
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	319,529
土地	4,737,486
リース資産	82,604
建設仮勘定	514,890
無形固定資産	127,340
借地権	7,820
ソフトウェア	119,484
その他	35
投資その他の資産	2,704,798
投資有価証券	460,837
関係会社株式	1,873,001
出資金	93,300
関係会社出資金	127,091
長期貸付金	23,292
前払年金費用	118,463
その他	32,099
貸倒引当金	△23,287
資産合計	30,067,838

科目	金額
(負債の部)	千円
流動負債	7,834,229
支払手形	54,615
電子記録債務	3,401,115
買掛金	1,623,239
リース債務	31,364
未払法人税等	235,422
未払金	339,164
未払費用	209,982
契約負債	56,994
関係会社預り金	310,000
賞与引当金	677,278
役員賞与引当金	47,299
完成工事補償引当金	36,368
設備関係支払手形	68,379
設備関係未払金	322,602
その他	420,401
固定負債	1,010,967
リース債務	62,073
繰延税金負債	744,691
退職給付引当金	82,877
長期未払金	89,976
資産除去債務	31,350
負債合計	8,845,196
(純資産の部)	
株主資本	19,954,212
資本金	1,311,000
資本剰余金	741,044
資本準備金	668,522
その他資本剰余金	72,522
利益剰余金	19,486,697
利益準備金	327,750
その他利益剰余金	19,158,947
土地圧縮積立金	1,045,970
別途積立金	5,152,000
繰越利益剰余金	12,960,977
自己株式	△1,584,530
評価・換算差額等	1,268,429
その他有価証券評価差額金	1,268,429
純資産合計	21,222,641
負債・純資産合計	30,067,838

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(千円未満切り捨て)

科目	金額	
	千円	千円
売上高		26,812,040
売上原価		21,905,463
売上総利益		4,906,577
販売費及び一般管理費		3,829,699
営業利益		1,076,878
営業外収益		
受取利息	3,421	
受取配当金	594,729	
雑収入	85,508	683,660
営業外費用		
支払利息	100	
雑支出	14,152	14,252
経常利益		1,746,285
特別利益		
関係会社株式売却益	220,845	220,845
税引前当期純利益		1,967,131
法人税、住民税及び事業税		362,638
法人税等調整額		57,185
当期純利益		1,547,307

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(千円未満切り捨て)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					土地圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,311,000	668,522	74,370	742,892	327,750	1,045,970	5,152,000	12,004,588	18,530,309
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△590,919	△590,919
当期純利益								1,547,307	1,547,307
自己株式の取得									
自己株式の処分			△1,848	△1,848					
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	△1,848	△1,848	-	-	-	1,077,300	1,077,300
当期末残高	1,311,000	668,522	72,522	741,044	327,750	1,045,970	5,152,000	12,960,977	19,486,697

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,613,772	18,970,429	1,172,166	1,172,166	20,142,596
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△590,919			△590,919
当期純利益		1,547,307			1,547,307
自己株式の取得	△28	△28			△28
自己株式の処分	29,271	27,423			27,423
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)			96,263	96,263	96,263
当事業年度中の変動額合計	29,242	983,782	96,263	96,263	1,080,045
当期末残高	△1,584,530	19,954,212	1,268,429	1,268,429	21,222,641

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

トリニティ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トリニティ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トリニティ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

トリニティ工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トリニティ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会 その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

トリニティ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 青木 徹 ㊟

社外監査役 宮部 義久 ㊟

社外監査役 村尾 達志 ㊟

社外監査役 山田 美典 ㊟

以 上

TRINITY VISION 2030

2030年（創立50周年）に当社のありたい姿として、2017年に策定しましたが、経営環境の変化をうけ、2022年3月、「テクノロジーによる地球環境への貢献」、「従業員のしあわせ追求の姿勢」も明らかにいたしました。世の中に必要とされる会社となるべく、これからもビジョン実現への挑戦を続けてまいります。



中期事業戦略（2022年 - 2025年）

TRINITY VISION 2030実現にむけ、2025年までに取り組むべき課題をまとめた中期事業戦略を策定いたしました。既存の領域を強化し強固な基盤づくりを進めると共に、技術革新、新たな市場・お客様の開拓に積極的に取り組み、更なる成長を目指してまいります。

中期事業戦略(2022 - 2025)

大変革期に機敏・果敢にチャレンジし
テクノロジーで持続可能な社会へ貢献 - 更なる成長、強固な基盤づくり -

業界をリードする たゆまぬ技術革新	新市場の積極開拓と 新顧客の創造	既存領域の体質強化
<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な地球環境に貢献する技術開発 • モノづくり革新、工場の景色を変える技術開発 • 新技術を生む職場づくり・投資社外とのコラボレーション促進（ベンチャー・異業種） 	<ul style="list-style-type: none"> • 既存技術・製品をより多くのお客様に • 既存技術を活かした新製品・サービス提供と事業化（CASE・非自動車） • 事業領域の拡張、ハードからソフトへ（モノも・サービスも） 	<ul style="list-style-type: none"> • 基本に忠実・愚直なモノづくり • デジタル・自動化フル活用による生産性向上と新分野への積極的リソースシフト • 経営環境変化への迅速対応、柔軟な生産体制の構築 • グループ経営の強化
事業を支える盤石な土台・基盤づくり		
<ul style="list-style-type: none"> • 「安全最優先文化」構築 • 多様性促進と働き方改革 • 資本の有効活用（投資・株主還元） 	<ul style="list-style-type: none"> • 「健康経営」推進 • ステークホルダーとの関係強化 • ガバナンス強化・コンプライアンスに繋がる風土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> • 人材の育成・確保 • BCP整備
デジタルによる会社の変革と現場力の更なる強化		

トヨタ技術開発賞受賞

2022年3月、トヨタ自動車株式会社殿より2021年度「技術開発賞」を受賞いたしました。今回の受賞は、溶接作業時に発生するヒューム（金属粉じん）を効率良く取り除く装置の開発が評価されたものです。この技術は、溶接工程における火災対策及びCO₂量削減に大きく貢献いたします。今後も次世代を担う新たな技術の開発を積極的に推進し、「地球にやさしい未来」を目指してまいります。



トヨタ環境推進優良賞受賞

2022年3月、トヨタ自動車株式会社殿より2021年度「環境推進優良賞」を受賞いたしました。今回の受賞は、当社の活動がトヨタ自動車株式会社殿の地球環境に配慮した取り組み、特にカーボンニュートラルへの着手・推進に貢献したことが評価されたものです。今後も当社はサステナビリティ方針のもと、環境に配慮した革新技术の開発・発展に向けた取り組みを推進してまいります。



株主メモ

証券コード：6382

上場証券取引所：東京証券取引所 スタンダード市場

事業年度：毎年4月1日から翌年3月31日まで

配当金：3月31日

受領株主確定日

中間配当金：9月30日

受領株主確定日

定時株主総会：6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

特別口座管理機関

同連絡先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
電話 0120-232-711（通話料無料）

公告の方法：電子公告
電子公告URL <http://www.trinityind.co.jp/>
(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。)

単元株式数：100株

(ご注意) 未受領の配当金のお支払及び特別口座に記録された株主様のお手続きは、三菱UFJ信託銀行本店でお取次ぎさせていただきます。なお、証券口座に記録された株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている証券会社経由にてお願いいたします。

ホームページのご案内

Trinity
熱・水・空気から未来を創る

熱・水・空気から未来を創る。様々な環境条件のソリューションは、さまざまな産業と環境の新しい未来を築くために貢献しています。

Trinity Industrial Co., Ltd.
<http://www.trinityind.co.jp/>

株主総会会場ご案内図



会場

愛知県豊田市柿本町一丁目9番地
当社 本社6階大会議室

交通案内

- 名鉄豊田市駅（西口・T-FACE前）名鉄バス乗り場より、衣ヶ原経由赤池駅行きに乗車し、豊田東新町で下車しバス停より徒歩にて約10分です。
- 東名高速道路豊田I.C.より車で約5分です。

